

愛知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部

改正について

このことについて、愛知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を一部改正したいので、別添案を添えて請議します。

令和3年12月22日提出

教育長 長谷川 洋

説 明

この案を提出するのは、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」の構成が章及び節建てに改正されたことに伴い、規則で引用している規定を整理する必要があるからである。

愛知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則 の一部改正の概要

1 改正の概要

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（以下「指針」という。）の一部改正（令和2年7月17日告示、令和3年4月1日適用）に伴う規定の整理

2 改正の内容

指針の構成が章及び節建てに改正されたことに伴い、規則で引用している規定を整理する。（第2条第1項）

（改正前）第三(1)に規定する在校等時間

（改正後）第2章第1節(1)に規定する在校等時間

3 施行期日

公布の日

愛知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 年 月 日

愛知県教育委員会教育長 長谷川 洋

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則

愛知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和二年愛知県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

「第二条第一項中「第三(1)」を「第二章第一節(1)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

愛知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部改正新旧対照表

新

(教育職員の業務量の適切な管理)

第二条 教育委員会は、県立学校の教育職員が業務を行う時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和二年文部科学省告示第一号）第二章第一節(1)に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（勤務時間条例第八条第三項に規定する日における正規の勤務時間（同条第二項の規定により勤務することを命ぜられた時間を除き、同項の規定により勤務させないこととした他の日における時間を含む。）以外の正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

一 以下 略

2 略

旧

(教育職員の業務量の適切な管理)

第二条 教育委員会は、県立学校の教育職員が業務を行う時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和二年文部科学省告示第一号）第三(1)に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（勤務時間条例第八条第三項に規定する日における正規の勤務時間（同条第二項の規定により勤務することを命ぜられた時間を除き、同項の規定により勤務させないこととした他の日における時間を含む。）以外の正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

一 以下 略

2 略